

国連の各人権委員会による性犯罪の罰則等に関する最終見解

〔女子差別撤廃委員会による最終見解〕

○平成 21 年 8 月（内閣府男女共同参画局ホームページ上の仮訳）

34. 委員会は、被害者の告訴を性暴力犯罪の訴追要件とすることを刑法から撤廃すること、身体の安全及び尊厳に関する女性の権利の侵害を含む犯罪として性犯罪を定義すること、強姦罪の罰則を引き上げること及び近親姦を個別の犯罪として規定することを締約国に要請する。

○平成 15 年 8 月（外務省ホームページ上の仮訳）

362. 委員会は、ドメスティック・バイオレンスを含む女性に対する暴力の問題に、女性に対する人権の侵害として取り組む努力を強化することを締約国に要請する。特に、委員会は、配偶者能力防止法を拡大し、様々な形態の暴力を含めること、強姦罪の罰則を強化すること、近親姦を個別の犯罪として刑罰法令に含めること、…（中略）…を締約国に要請する。

（以下、省略）

〔自由権規約委員会による最終見解〕

○平成 20 年 10 月（外務省ホームページ上の仮訳）

14. 締約国は、刑法第 177 条の強姦罪の定義の範囲を拡大し、近親相姦、性交以外の性的暴行、男性に対する強姦が重大な犯罪とされることを確保すべきである。また、抵抗したことを被害者に証明させる負担を取り除き、強姦や他の性的暴力犯罪を職権で起訴するべきである。

（以下、省略）

27. 締約国は、児童の正常な発達への保護と児童虐待の防止を目的として、少年と少女の性交同意最低年齢を 13 歳とされる現状のレベルから引き上げるべきである。

〔児童の権利委員会による最終見解〕

○平成 22 年 6 月（外務省ホームページ上の仮訳）

36. 委員会は、締約国が、男児であれ女児であれ、強姦の被害者すべてに同様の保護が与えられるよう刑法改正を検討することを勧告する。

○平成 16 年 2 月（外務省ホームページ上の仮訳）

23. 委員会は、締約国が、

（a）少女の婚姻最低年齢を少年の最低年齢にまで引き上げること、

（b）性交同意最低年齢を引き上げること、

を勧告する。